

国際的な化学物質管理の成果と今後の動向

環境省環境安全課

化学物質管理については、1970年代から、先進国間の国際協調に基づく取組が行われてきている。これに加え、近年、グローバルな取組の必要性、途上国の能力形成の必要性などを受けた新たな動きが活発化している。こうした動きを以下に概観する。

1. OECDにおける標準化と作業分担の成果

経済協力開発機構（OECD）では、1971年以降、環境政策に関する国際連携の一環として、化学品プログラムを実施している。OECDの化学品プログラムは、

- 化学品の安全性の試験評価方法の国際調和を図ること
 - 試験評価の作業を国際的に分担すること
 - 化学品の評価・管理に関する意思決定のツールを提供すること
- に主眼を置いており、これまで多大な成果を収めている。

（1）試験評価方法の国際調和

○ テストガイドライン及び優良試験所基準

データの相互受入に関する1981年OECD理事会決定により、他の国で作成された試験データがテストガイドライン及び優良試験所基準に従ったものであれば、OECD加盟国はそのデータを受け入れるよう求められている。

この決定に基づき、これまで、101のテストガイドラインが定められており、さらに追加の作業が行われている。また、OECD加盟30カ国の他、2カ国がデータの相互受け入れに加入している。

○ 新規化学品

新規化学物質の届出プロセスを改善し、各国が協力して活動できるよう支援するため、「届出の相互受け入れ」に関する検討が行われている。

○ 有害性の分類と表示

国連の化学品の分類と調和に関する世界調和システム（Globally Harmonized System : GHS）において、健康及び環境への有害性に関する分類基準の作成と改定作業をOECDが分担している。

（2）試験評価作業の国際分担

○ HPV（高生産量）化学物質プログラム

1カ国以上で1000トン／年以上製造又は輸入されている約5000物質について、加盟国が分担してスクリーニングデータセットを取得し、初期評価を実

施している。

2004年までに約500物質について初期評価が終了しており、2010年までに新たに1000物質についてデータを収集することが目標となっている。

(3) 意思決定のツールの提供

○ リスク評価

化学物質排出シナリオ文書の作成、環境暴露モデルやモニタリングデータの活用に関するガイダンスの作成等の作業が進められている。

さらに、今後、構造活性相関その他の代替手法を活用した有害性・リスク評価について、ツールの提供の取組が予定されている。

○ PRTR

加盟国のPRTR構築の支援、PRTRデータの共有、排出量の推定手法に関するガイダンスの作成などの活動を進めている。

2. 化学物質対策のグローバル化

化学物質は環境中を移動し、また貿易に伴い移動することから、グローバルな対応が必要とされる。1990年代以降の地球規模での環境対策の一環として、残留性有機汚染物質（POPs）対策、分類表示等のいくつかの分野で成果が上がっている。

(1) POPsに関するストックホルム条約

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（12物質が指定されている）を、国際的に協調して廃絶、削減していくため、1998年から条約交渉開始、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。2004年5月発効。

条約では、加盟国は以下の取組を行うこととされている。

- ①製造、使用の原則禁止（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCBの9物質）及び原則制限（DDT）
- ②非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBの4物質）
- ③POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置（調査研究、モニタリング、情報提供、教育、途上国支援等）

(2) PIC条約

先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続き（Prior Informed Consent、通称PIC）等を設けた条約。1998年採択、2004年2月発効。

(3) 化学品の分類および表示に関する世界システム (GHS)

地球サミット (1992 年) において採択されたアジェンダ 21 の第 19 章において、各国まちまちな化学物質の分類表示制度による弊害を取り除くため、GHS、すなわち地球的規模で調和のとれた有害性の分類と互換性のあるラベリングシステム (化学品安全シート (MSDS) と理解の容易な記号の表示を含む) を 2000 年までに利用できるようにすることが国際的な目標として決定された。

これを受け、国連経済社会理事会 GHS 小委員会において、2002 年 12 月に当面のシステムについて合意、2003 年 7 月、国連勧告が発出された。

今後、GHS は順次各国・地域の法規制等に取り込まれていく。ヨハネスブルグサミット (WSSD) 及び化学物質の安全性に関する政府間フォーラム (IFCS) では 2008 年までの完全実施を目標としている。また、APEC 諸国においては 2006 年までの実施を目標としている。

3. 途上国における能力形成

化学物質対策のグローバル化に伴い、途上国・移行経済国に対する支援が大きな課題となっている。

例えば、POPs 条約には、条約交渉過程における途上国の懸念を踏まえ、「開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金、技術援助及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存する。」との規定が盛り込まれている。こうした資金・技術面での支援を果たすため、地球環境ファシリティ (GEF) を通じた資金援助が行われるとともに、地域センターの設立・指定等が予定されている。

途上国への資金援助、技術援助、技術移転は SAICM においても中心的な課題となっている。